

国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」
に係る届出様式の一部改正について
～ お知らせ ～

令和 3 年 2 月
山口県土木建築部

国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に係る届出様式の一部を改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

なお、公共工事で使用する通知様式については、今回、改正はありません。

1 改正概要

一部省令様式における押印欄の削除を行った。改正した届出様式及び記載例は技術管理課ウェブサイトに掲載する。

届出様式:(URL:<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/recycle/recycle03.html>)

2 適用基準日

令和3年2月1日以降適用するものとし、既契約工事も適用する。